

令和4年度第2回二宮町総合教育会議

日時：令和4年8月26日(金)

13時30分から

場所：二宮町町民センター2Aクラブ室

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 協議・調整事項
 - (1) 二宮町教育大綱の改定について
 - (2) 今後の部活動のあり方について
 - (3) その他
- 4 閉会

教育大綱 意見対照表

意見反映	現行
<p>大綱の基本理念</p> <p>町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します</p> <p>意見</p> <p>「町民一人ひとり」の言葉は、大人に目が向けられているような感じがする。子どもと子ども、子どもと大人、が相互に学びあうため、「共に学び共に育つ教育」を「子どもと大人と共に学び共に育つ教育」に修正してもいいのではないかという意見もあった。</p> <p>教育委員と議論をした結果、そのままよいのではないかということになった。</p>	<p>大綱の基本理念</p> <p>町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します</p>

意見反映	現行
<p>大綱の基本方針</p> <p>1 <u>豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。</u></p> <p>意見 人権尊重を謳うよりも、人間性、社会性を謳う方が小中一貫につながると思うため、 文言を修正したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの人権を尊重し、<u>自他の生命を大切に</u>する豊かな心を育みます。 ● 子どもたち一人ひとりの発達段階に合せた確かな学力と、健やかな体力を養います。 ● <u>自ら考え主体的に行動できる</u>、世界に羽ばたく人材を育てます。 <p>意見 地球的な視野で考えた方が良いとは思っているし、言いたいことは分かるが、「自ら考え主体的に行動できる」ということが何より大事で、その前で修飾があることで文章の力が弱まるため削除した方がよい。</p>	<p>大綱の基本方針</p> <p>1 <u>人権を尊重し合う心を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの人権を尊重し、<u>豊かな人間性と社会性を育むとともに</u>、<u>自他の生命を大切に</u>する教育を進めます。 ● 子どもたち一人ひとりの発達段階に合せた確かな学力と、健やかな体力を養います。 ● <u>地球的な視野で</u>自ら考え主体的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。

意見反映	現行
<p data-bbox="116 212 1102 331"><u>2 未来に向けた（未来を見据えた）学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。</u></p> <p data-bbox="138 371 1111 560">意見 1つ目の●が学習環境のことを言っているので、その修飾語として「未来に向けた」を、2つ目の●が教育環境のことを言っているので、その修飾語として「安心して学べる」が良いのではないかと思います。</p> <p data-bbox="165 603 1097 715">●<u>新しい時代を創っていくための学びの多様性を尊重し、より良い学習環境づくりに努めます。</u></p> <p data-bbox="134 762 1120 951">意見 新しい時代についていけるように、ICTを駆使して、置いていかれないようにという印象を受ける。「新しい時代についてって」という言葉より「新しい時代をつくっていくために」という想いを込めたい。</p> <ul data-bbox="174 994 1086 1262" style="list-style-type: none"> ● 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。 ● 子どもたちの明るい将来を見据え、教育施設のあり方について検討を進めます。 	<p data-bbox="1173 212 2105 331"><u>2 落ち着いた学習環境と未来を見据えた教育環境づくりを進めます。</u></p> <ul data-bbox="1205 603 2128 1262" style="list-style-type: none"> ● <u>新しい時代に相応しい能力を身につけられるよう、児童生徒のより良い学習環境づくりに取り組みます。</u> ● 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。 ● 子どもたちの明るい将来を見据え、教育施設のあり方について検討を進めます。

意見反映	現行
<p>3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(子どもから大人までの) すべての町民による地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めます。</u> ● <u>町民と共に未来を見据えた社会教育施設の充実に努めます。</u> <p>意見 見出しで「町民が主人公となる」とあるため、「町民と共に」という言葉をい れたい。現行の「生涯学習センターや図書館など」という言葉は限定されてい る。社会教育施設全体を言っているため、修正したい。</p>	<p>3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>活力ある地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めます。</u> ● 生涯学習センター（ラディアン）や図書館など社会教育施設の充実に努めます。

部活動の現状について

【R 4 時点での部活動の現状】

○部活動数

- ・ 二宮中学校：12（運動部 9、文化部 3）
- ・ 二宮西中学校：11（運動部 8、文化部 3）

○外部指導者

- ・ 二宮中学校 5 名（野球、卓球、剣道、吹奏楽、美術）
- ・ 二宮西中学校 5 名（サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、吹奏楽）

※謝礼は、コミュニティースクール運営促進事業補助金より、1 名あたり年間 50,000 円支払っている。

【教員の手当て・待遇】

○休日：3 時間以上（2,700 円）、3 時間未満（500 円）

○休日公式試合：7 時間 45 分以上（5,100 円） 7 時間 45 分未満：休日に準ずる

○平日時間外：1 時間以上（500 円）

○生徒引率のない大会役員のみの場合：無給、振替の休みはとれる

○練習試合、公式試合とも交通費は支給される

【学習指導要領上の部活動の扱いについて】 ～中学校学習指導要領総則編解説より～

（3）健やかな体

教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足や集会などの特別活動や運動 **部活動** などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められる。

②教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる **部活動** については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育活動が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関連団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる**部活動**は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、**運動部の活動**において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる**部活動**について、

①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、

②**部活動**は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、

③一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、**部活動**指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が**部活動**を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の**スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

休日部活動の地域移行に関するアンケート

※各部活主顧問の先生のみご回答お願いいたします。

- 1 部活動名 _____ 部
- 2 顧問の先生 ① _____ 先生 ・ ② _____ 先生 ・ ③ _____ 先生

3 普段の活動場所

学校グラウンド 学校体育館 校舎内 その他_____

4 休日の活動状況

・土曜日 有(隔週・不定期実施を含む) 無
⇒ 頻度 毎週 隔週 不定期 大会前のみ その他_____

⇒ 活動時間 _____時_____分 ~ _____時_____分

・日曜日 有(隔週・不定期実施を含む) 無
⇒ 頻度 毎週 隔週 不定期 大会前のみ その他_____

⇒ 活動時間 _____時_____分 ~ _____時_____分

・祝 日 有(隔週・不定期実施を含む) 無
⇒ 頻度 毎週 隔週 不定期 大会前のみ その他_____

⇒ 活動時間 _____時_____分 ~ _____時_____分

・夏季休業期間の土・日・休日 有(隔週・不定期実施を含む) 無
⇒ 頻度 毎週 隔週 不定期 大会前のみ その他_____

⇒ 活動時間 _____時_____分 ~ _____時_____分

5 休日の活動場所の想定

学校以外は不可

学校以外でも可 ⇒ 武道館 町立体育館・町民運動場・その他_____

6 休日の練習や指導の内容

(例) 準備運動⇒○○練習⇒○○練習⇒紅白戦

7 外部指導者

外部指導者に指導をお願いしている

氏名_____ 頻度と曜日_____

外部指導者に指導をお願いしていない

8 顧問として重点を置いていることや指導方針(主なものを2つまで)

生徒との関係づくり 生徒同士の親睦 組織論・チームワーク 体力向上

精神の向上 挨拶・礼儀の指導 生徒の技術向上 大会での上位進出

その他_____

9 休日部活動に関する地域移行に関する意向

※「地域」とは、質問7の外部指導者に限りません

休日の練習指導や大会の引率・指導などを全面的に地域に任せたい

休日の練習指導のみ任せ、大会の引率・指導は顧問が行いたい

現状どおり、休日部活動の全般を受け持ちたい

地域と顧問と一緒に指導したい

その他_____

10 地域に休日部活動を移行する場合、どのような指導をお願いしたいですか

成績を重視し、大会での上位進出を目指せる指導

成績には拘らず、レクリエーション的な指導

その他_____

11 上記以外に、休日部活動について伝えたいこと